

第1回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和8年7月31日(金) 15時20分～17時15分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 山口県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 最低賃金法第24条第2項の規定により、公益代表委員から部会長及び部会長代理の選出を行った。
- (2) 事務局から「山口県最低賃金額と生活保護費について」説明を行い、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金時間額979円が山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。
- (3) 2者協議により金額審議がなされたが、双方から金額の提示はなく、最後に3者協議の場で労使から主張要旨の説明がなされた。
- (4) 事務局から今後の審議日程について確認を行った。